

矢吹町創業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における個人等の創業を促し、産業の振興と雇用の創出を図るため、町内で新たに創業する者に対し、この要綱に定めるところにより支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出をして新たに事業を開始すること又は会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社を設立して新たに事業を開始することをいう。

イ 現に事業を営んでいる事業者の後継者として、第三者承継し所得税法第229条に規定する開業の届出をして新たに事業を開始する場合。ただし、第二創業を除く。

(2) 事業所 店舗、事務所その他の施設であって恒常的に事業を営む拠点をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、創業する個人又は会社であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に主たる事業所を設置する者

(2) 支援金の交付申請年度内に創業する者又は支援金の交付申請時において創業の日から1年未満の者

(3) 矢吹町創業支援事業計画に基づく特定創業支援等事業の支援を受けている者もしくは東北経済産業局福島県よろず支

援拠点（以下「福島県よろず支援拠点」という。）の支援を受けている者

- (4) 町及び他の自治体に対して納税義務のある税、料金を滞納していない者
- (5) 過去にこの要綱に基づく支援金の交付を受けていない者
- (6) 矢吹町商工会に加入する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者としなない。

- (1) フランチャイズ、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業を行おうとする者
- (2) 仮設又は臨時的な事業を営み、又は営もうとする者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者又は同条第6号に規定する暴力団員である者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により、許可又は届出を要する事業を営もうとする者
- (5) 特定の政党、宗教又は政治的信条を支持する事業又は特定の思想、主義、主張の普及宣伝活動を目的とした事業を営むために創業する者
- (6) 別表に掲げる事業を営むために創業する者
- (7) その他町長が適当でないと認める事業を営む者
（支援対象経費及び支援金の額）

第4条 支援金の交付対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、支援金の交付申請前に支出したものについては、支援対象経費としなない。

- (1) 1件10万円以上の設備費又は備品の購入費（汎用性が高く使用目的が特定できないものを除く）

(2) 1件5万円以上の広告宣伝費

(3) その他町長が適当と認める経費

2 支援金の額は、支援対象経費の合計額のうち消費税及び地方消費税相当額を除いた額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。ただし、40才以下の者又は女性の創業者については30万円を限度とする。この場合において、支援金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、創業支援金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書の提出にあたっては、事前に矢吹町商工会又は福島県よろず支援拠点による指導及び支援を受けなければならない。

(支援金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、創業支援金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該申請した者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、支援金を充当する事業(以下「支援事業」という。)の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、創業支援金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)及び事業変更計画書(様式第5号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業計画の目的をより効率的に達成させるために行う軽微な変更(支援金額に変更がなく、支援対象経費をその総額の20パーセント以内で変更する場合をいう。)については、この限りでない。

(変更等の承認)

第 8 条 町長は、前条の規定による変更等の申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の可否を決定し、創業支援金変更（中止・廃止）承認（非承認）決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

(支援金の実績報告)

第 9 条 交付決定者は、支援事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は支援金の交付決定日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、創業支援金実績報告書（様式第 7 号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(創業遅延の届出)

第 10 条 交付決定者は、支援金の交付決定の日の属する年度内に支援事業の完了が見込まれない場合は、創業支援金創業遅延届出書（様式第 8 号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(支援金の額の確定)

第 11 条 町長は、第 9 条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、支援金の額を確定し、創業支援金額確定通知書（様式第 9 号）により交付決定者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第 12 条 交付決定者は、前条の規定による通知があったときは、創業支援金交付請求書（様式第 10 号）により町長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 町長は、交付決定者が虚偽又は不正の行為により支援金の交付を受けたとき又はこの要綱の規定に違反したと認められるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、町長は、創業支援金決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第14条 町長は、前条第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、創業支援金返還通知書（様式第12号）により、交付決定者に支援金の返還を命ずるものとする。

（書類の整備）

第15条 交付決定者は、当該支援金に関する書類等を整備し、支援金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

2 交付決定者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支援対象外とする業種（日本標準産業分類に準拠）

| |
|-------------------------------|
| 農業（農産物の加工品を製造・販売する場合を除く）、林業 |
| 金融業、保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く） |
| 学術研究、専門・技術サービス業のうち興信所 |
| 娯楽業 |
| 医療、福祉 |
| 政治・経済・文化団体 |